

平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイヤモンドダイニング
代表者名 代表取締役社長 松村 厚久
(コード番号:3073 J A S D A Q)
問合せ先 執行役員 管理本部長 樋口 康弘
電話番号 03-6860-3250 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 5 月 30 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日開示しております「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更および変更案第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。

これに伴い、単元未満株式の権利を定めるため、変更案第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

2. 定款変更の内容株式分割

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (新 設)	第2章 株 式 第8条（単元未満株式についての権利） <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
第<u>8</u>条～第<u>44</u>条（条文省略） <u>附 則</u> 第1条 第6条の<u>変更</u>および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年9月1日をもってその効力を生じるものとする。	第<u>9</u>条～第<u>45</u>条（現行どおり） <u>附 則</u> 第1条 第6条の<u>変更</u>、第7条および第8条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年9月1日をもってその効力を生じるものとする。

3. 定款変更の日程

取締役会決議日：平成 25 年 4 月 26 日（金曜日）

株主総会開催日：平成 25 年 5 月 30 日（木曜日）

定款変更の効力発生日：平成 25 年 9 月 1 日（日曜日）

以 上